

容器包装リサイクル法(19年4月施行分)の概要

環境法令における
酒類業者の義務

正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

国税庁酒税課

■ 施行内容及び判断基準の概要と義務者

容器包装廃棄物の排出抑制の促進

平成19年4月1日より、指定される小売業に属する事業を行う者(指定容器包装利用事業者)は、国が定める判断の基準となるべき事項に基づき、容器包装の使用の合理化のための取組を行うことが義務づけられました。

指定容器包装利用事業者とは

その事業において容器包装を用いる事業者であって、小売業(各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業)に属する事業を行うものをいいます。

なお、主たる事業は食品製造業である事業者が、飲食料品小売業に属する事業も行っている場合など、主たる事業でなくてもこれらの小売業に属する事業を行っている場合は、その事業において容器包装の使用合理化のための取組を行う義務があります。

- 指定容器包装利用事業者は、指定容器包装利用事業者として、容器包装の使用の合理化により、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための取組を行うことが必要です。

「小売業に属する事業を行う者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に関する判断の基準となるべき事項」の概要

目標の設定

容器包装の使用の合理化を図るための目標を定め、これを達成するための取組を計画的に行う。

情報の提供

店頭において掲示を行うこと等により、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための情報を提供する。

体制の整備等

責任者の設置等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対する研修を実施する等の措置を講ずる。

安全性等の配慮

容器包装の安全性、機能性等に配慮する。

容器包装の使用の合理化

容器包装廃棄物の排出の抑制を相当程度促進する。

容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握

容器包装を用いた量並びに実施した取組及びその効果を適切に把握する。

関係者との連携

国、関係地方公共団体、消費者、関係団体及び関係事業者との連携協力を図るよう配慮する。



●指定容器包装利用事業者のうち前年度において容器包装を用いた量が50トン以上の事業者（容器包装多量利用事業者）には毎年度6月末日までに報告が義務づけられています。

■罰則

特定事業者、容器包装多量利用事業者が義務を怠ると罰則規定が適用されます。

再商品化の義務を負う特定事業者が、義務を履行しない場合には、国による指導、助言、勧告、公表、命令が行われ、命令に違反した場合には100万円以下の罰金に処せられます。

■容器包装の使用の合理化例

●マイバッグ等の利用の促進

マイバッグやマイバスケットの持参を促進し、レジ袋を削減するため、マイバッグの販売やマイバスケットのレンタル等を実施



●声かけの励行

販売員から消費者に対して、容器包装を使用するかどうかの声かけの励行

●容器包装の有料化

レジ袋を始め、消費者に提供される容器包装の有料化を実施

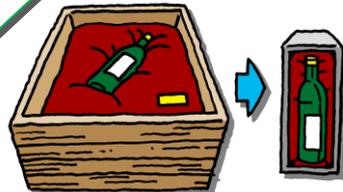


●ポイント制等の実施

マイバッグを持参する消費者や、容器包装の使用を辞退する消費者に、買い物券や景品等の特典の提供、又はポイント制の実施

●適切な寸法の容器包装の使用

大きめなサイズの容器包装を控え、商品の大きさや数量に見合うサイズの容器包装を使用



●商品の量り売り

食品等の販売で量り売りを行い、予め容器詰めすることを控える

●簡易包装化の推進

二重包装を控える、商品を部分的に包装する等



●薄肉化・軽量化された容器包装の使用

販売時に付す容器包装について、従来より薄く、軽いものを採用・調達